

1. 調査の結果並びに意見の概要

(1) はじめに

議会改革に関する特別委員会は、平成 25 年 12 月定例会において、「議会広報委員会のあり方」「議会報告会のあり方」「議会基本条例の運用確認」など議会改革に関することを調査案件として設置され、これまで 19 回の委員会を開催し、調査・検討を重ねてまいりました。その間、平成 26 年 3 月定例会では調査案件 2 件について中間報告を行ったところであり、また、二つの市議会を訪問しての先進地研修は、議会広報委員会のあり方や議会報告会のあり方を検討するうえで大いに参考となった事例でありました。本特別委員会の任期は平成 27 年 9 月までであります。調査案件について一定の結論に達しましたので報告します。

(2) 議会広報委員会のあり方について

議会広報委員会は、現在、地方自治法第 100 条第 12 項の規定に基づく「協議の場」として設置され活動しています。市民に対する広報・情報発信は、議会改革の一環としてその強化が求められる時代となっており、本件は改選前の議会から課題となっておりました。今後、広報に加え、広聴の重要性もますます高まっていくということは委員全員の共通の認識であります。このような状況を鑑みたとき、議会広報委員会は機能の強化を図るべきであり、そこには広聴の任務も加えて活動するべきと考えます。広報と広聴を一体として実践することは、議会と市民との関係の希薄化を克服する有効な手段です。また、その委員会は、正副議長、議会運営委員を除く議員全員で組織するべきであるとの意見に集約されました。

次に、委員会の位置付けについてです。議会は「協議の場」のほかに、地方自治法第 109 条において「常任委員会」及び「特別委員会」を設置することができる定められています。しかし、「常任委員会」は普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願

等を審査する機関であります。このことから、委員会は常設の「特別委員会」とし、委員会内に「広報部会」、「広聴部会」を設置すべきと考えます。「広報部会」は現在の議会広報委員会が行っている議会だよりの発行、FMラジオ番組の担当に加え、ホームページなど媒体を通じた情報発信業務を引き継ぐこととし、「広聴部会」は議会報告会に関することを主として各種団体等からの要請に応じた意見交換会を開催するなど、直接市民と情報交換をする業務を担うこととします。また、正副委員長が各部会長を兼ねることでお互いの連携が強まるものと考えます。

特別委員会への移行時期であります。現在、議会広報委員会では紙面の改善に取り組んでいる途中であることから、すぐに切り替えることは支障があり、来年秋の委員会改編期を待つべきと考えます。

(3) 議会報告会のあり方について

中間報告でも述べたとおり、第1回、第2回の議会報告会はいずれも参加者は100名程度であり、参加者を増やすことは大きな課題でありました。このような中、地域の自治会等との共催で効果を上げている先進事例を参考として、本年7月に地区会議との共催で第3回議会報告会を開催したところであります。結果、参加者は404人と大幅に増加し、貴重なご意見を伺うことができました。議会主導で実施しても参加者の増加は見込めない状況にあつて、地区会議や町内会等との共催を中心に市民側の要請に応じて開催する方法は、参加者の増加と地域の実情や課題の把握に大きな効果がありました。今後、地区会議等との共催は、議会報告会の開催方法のひとつとして確立していくべきであります。

もともと、本市において自治会や町内会は地域の課題解決に大きな役割を果たしてきました。今後、少子高齢化や人口の減少が進展していく中で、地域に暮らす住民の身近な問題の解決に向けて、議会と市民の「対話」は一層必要とされるものと思います。これによ

り市民のなかに潜在している知恵や情報、課題を掘り起し、よい提案は市政に反映させていくといった姿勢こそ大切です。

市民には現実の議会の姿を知ってもらうことも必要です。議会報告会は、議会の役割を具体的に説明して、議会への関心を持ってもらう機会でもあります。議案についても、いかに議論し、議会としてどのような決定をしたかを報告します。そして、それは議会からの一方的な報告とすることなく、市の施策や課題について話し合ったり、市民と自由に意見交換をしたりすることで、その意義は一層高まります。自らの地域への関心を涵養するため、子どもたちにも議会の仕組みを説明したり議会傍聴を促したりして、地方自治に対する興味、理解を深めてもらうこともひとつの活動と言えらると思います。

どのようにすればより多くの、幅広い層の市民に参加してもらえるか、いただいたご意見をどのようにフィードバックしたりアウトプットしたりしていくかなど課題も多くあることから、継続して工夫・改善をしていくことが大切であると考えます。

（４）議会基本条例の運用確認について

今後も議会基本条例に基づき、議会、議員本来の役割を果たし、議会改革を継続して推進していくうえで、議会改革に関して協議を行う専門機関を設置するべきであるということは中間報告でも述べたとおりであります。

議会基本条例の検証・検討については、議会運営委員会に替えて前述の議会改革に関する事項を協議する専門機関として「議会改革推進会議」を置き、同条例の条文に明記し、地方自治法第 100 条第 12 項の規定に基づく「協議の場」として会議規則に位置付けるべきであります。このため、議会基本条例、会議規則は改正すべきとの意見です。

議会改革推進会議は議会基本条例の達成度の検証等のほか、議会改革推進のための協議や提言をすることとしますが、その提言の実

現に向けた取り組みは、議会運営委員会や全員協議会などで行うこととなります。

（５）おわりに

議会基本条例前文にもあるとおり、市長や議会には、民意を汲み上げる努力を常に怠らず、多様な意見を踏まえた合意形成を図りながら、横手市民にとって最適な政策を実施する責務があります。一方で、それは市長や議会のみが担うものではなく、市民一人ひとりが自らの地域を自らの手で作り上げようとする自覚と責任を持たなければなりません。

地域主権がさげられる中で、市民との間に距離がある、何をやっているか存在感がないなど、全国的に議会はあまり芳しい評価を得られていませんでした。このような背景にあって、横手市議会も危機感を持って早い段階から議会改革に取り組み、議会基本条例を制定しました。しかし、議会基本条例は作ったから終わりということではありません。条例の目的を達成するため不断の努力が求められ、むしろこれからが大切です。

議会と市民の距離を縮める方法として、議会報告会は、市民が議会に対する理解を深め、議会は市民がどう思っているかを直接聞くことができる機会となっています。また、議会だよりの発行やFM、ホームページなどのメディアを使いながら議会の流れや活動、イベントなども含めて議会の現状、動いている姿を伝えていくこともお互いの距離を縮める方法であります。できることを繰り返し、その都度議論して改善し、いいところは伸ばしながら議会改革を進めていかなければなりません。議会の活動をお知らせする地道な活動は、住民一人ひとりの意識改革にもつながります。

民意を反映する場である議会の真価が問われる時代となっています。時代に相応しい議会として、その役割を果たしていくものであります。

以上、議会改革に関する特別委員会の報告とします。